

冤罪犠牲者を救う！ 再審にルールを



本パンフレットは、2019年11月20日、衆議院第一議員会館で「再審法改正をめざす市民の会」が開催した学習会の発言集です。

■開会挨拶

木谷 明 氏（弁護士、元裁判官）

◎冤罪救済が遅れる二つの理由

世の中には本当に悔しいことがたくさんあると思いますが、罪の無い者が冤罪で処罰されるということほど、悔しくて屈辱的なことはないと思います。そういう誤った裁判は出来るだけ早く是正して救済しなければいけないのですが、その救済が遅々として進まない。その原因を考えてみますと、私は二つあると思います。ひとつは、前の確定裁判をなんとか死守しようとする裁判官の事なかれ主義的な姿勢。それがひとつ。ただそれだけではなく、法律の不備というものが大きいと思います。



再審法は刑事訴訟法第4篇「再審」にあるのですが、第2次大戦後旧刑訴法を改正して新刑訴法を作るときに、再審に関する第4篇は、不利益再審を除いた以外旧法の規定をそっくりそのまま使ったのです。なぜそうなったのかについて、私は、改正作業の中心であった今は亡き団藤重光先生から直接伺ったことがあるのですが、先生は、「捜査と公判部分の大改正だけで精魂つきはてて時間切れになり、上訴と再審は手をつけることができなかった」と率直に言っておられました。大正時代の再審法が現在もそのまま使われているのは、そういう事情によるのです。

◎被告人に有利な証拠が裁判所の目にふれない

公判の規定が旧法のように職権主義であれば、公判段階で検察官手持

ちの証拠が洗いざらい出てくるはずですから、再審に特別の証拠開示規定を置く必要はないかもしれません。しかし、新法の公判段階の規定は当事者主義になり、検察官はベストエビデンス（これは被告人にとってはワーストエビデンスです）だけを出せばよいことになり、証拠開示の規定を全く欠いていました。ですから、再審段階に証拠開示規定がないと、検察官が持っている被告人に有利な証拠が、裁判所の目にふれることなく再審請求が棄却されることになってしまいます。その後、公判段階に関する現行法の規定は、裁判員裁判の開始をにらんで大幅に改正され、証拠開示の規定もある程度整備されました。しかし、まだまだ非常に不備です。

● 「木に竹を接いだ」再審法の不備

要するに、現在は、証拠開示規定が不備で「被告人に利益な証拠を検察官が隠すのを防止できない公判段階の規定」を前提としながら、再審段階の規定は、「公判段階で検察官が全ての証拠を裁判所に提出するということ」を前提とした旧法の職権主義の規定をそのまま使っているのです。これはまさに「木に竹を接いだ」ものというほかなく、「法の不備」であることは否定しようがありません。なんとか改正に持ち込んで、適正な再審の運用を可能にしなければならぬと考えています。

市民の皆様のお力をもお借りして、ぜひとも法改正を実現しましょう。

「ジャーナリストから見た再審制度の問題」

江川紹子 氏（ジャーナリスト）

◎ 「冤罪って今でもあるんだ」

私が刑事司法と関わるようになったのは、新聞記者だった時代からです。神奈川新聞という、横浜に本社がある新聞社で記者をしていました。事件を担当するようになったのは、警察担当になってから。そのときには朝早くから夜中までずっと警察官のところをまわっている感じでした。そしていかに警察の人たちが大変な仕事をしているのか、目の当たりにしました。とにかくずっと一緒にいるわけですから、若干のシンパシーが芽生えてきて、弁護士というのは、せっかくこの人たちが苦勞して捕まえて、せっかく悪いことを認めたのに、それをひっくり返させてしまう悪い人たちだというイメージがありましたものですから、その後、司法担当に命じられたときには「そんな悪い人たちと付き合うのは嫌だからやめてくれ」と上司に言ったくらいです。それでも、業務命令だということで担当させられたわけです。それで裁判を傍聴するようにもなりました。そこで出会ったのが、山下事件という事件です。奥さんを殺したということで逮捕され（逮捕される前に「自白」しているんですが）、捜査の間は認めていたのに、裁判で弁護士がつくということになってから「じつはやっていないんです」という話になって、鑑定合戦が繰り広げられたという事件でした。その亡くなった奥さんというのは、じつは重い心臓病にかかっている、いつ亡くなってもおかしくないと言主治医が裁判でも証言するほど悪化していたという状況で



した。首を絞めて殺すのも心臓病で亡くなるのも、結局、酸素がいきわたらなくなって死亡するので似ている所見がたくさんあるので、最終的には病死だろうということで一審無罪。検察は控訴しないで確定したと、こういう事件でした。

そのとき初めて私は「ああ、冤罪って今でもあるんだ」と思いました。それまでは戦後のどさくさの時代にそういう間違いもあったんだろうみたいな感じでいたんですが、自分が警察担当をしていたまさにその時期に捕まった人なんですね。たまたま私の持ち場ではなかったのですが、私はその事件発生の際は書いていませんけれど、もし持ち場の事件であったら、警察が逮捕したということで、それをそのまま書いていただろうと思うんですね。で、そういう事件が今でもあるんだということを知ったわけです。この方は、解剖した医者が「これは殺した」と断定してしまったもので、刑事から責められた。最初は否認するんですが「お前じゃなかったら息子か」と（現場は密室で外部から進入した形跡がないので）責められて、「息子じゃありません、私です」と逮捕される前に言ってしまった。

私にとって「人間というものは、人殺しみたいなことでも、逮捕されていなくても自白しちゃうんだ」というのは非常に驚きでした。最初は本当かな、と思いましたが、裁判を傍聴していくうちに、現実になんかことがあるんだということを初めて知ったわけです。私が裁判の担当記者になっていたのは、今から35年くらい前の話なんですが、その後は辞めてからも冤罪事件に関わったり、オウム真理教の事件（これは冤罪ではありませんけれど）の裁判を傍聴したりして、ずっと刑事司法に関わって、その流れを自分の目で見てきました。

●弁護人の接見を、捜査機関が制限できた時代

私が初めて新聞記者として刑事事件を取材することになった当時は捜査中に弁護士がつかないのは当たり前でした。よほどお金持ちとか、労

働組合の人が組合の弁護士を派遣するということはあっても、ふつうの事件では捜査中に弁護人がつかないのは当たり前なので、山下事件でも捜査段階は一切弁護士のサポートは得られず、起訴後、初めての国選弁護人の接見で、「じつはやってない」と訴えたのです。

たとえ捜査段階で弁護人がついたとしても当時は面会切符制というのがあって、弁護人の接見を捜査機関が制限できた時代でした。検察官から許可証をもらわないと会わせてもらえないということが当たり前に行われていました。警察の留置場というのは取調べと身柄拘束が一体化したような状態で、取調べは非常に不透明な状況の中で行われ、とても強引な取調べも行われていました。しかも、それをいくら裁判所で訴えても全然通らない。「だって自白調書があるじゃないか」という感じで、警察官や検察官が証人として「そんな無理なことしていません」と言えば、それがすっと通って調書が証拠採用されると、こういうようなことが当たり前に行われていました。

また弁護人のレベルもピンからキリまで（今だってそうかもしれませんが、多少の得意不得意はあるでしょう）。私は、たまに時間があるとき、事件を選ばずにどこかの法廷にぱっと入って傍聴したりするんですが、ほんとにビックリしたことがあります。というのは、裁判が始まる前に被告人が手錠腰縄で入って来ると、弁護士が近寄って行って、「君が被告人か、僕が弁護人の誰それだ」と言ってるんですね。つまり裁判の始まるほんの3分くらい前に、初めて法廷で被告人と弁護人が出会う。そして本人の意向を確認している。そんなこともありました。

当時、一般の傍聴人の法廷でのメモは禁止でした。新聞記者も記者クラブの記者だけでした。そういう時代でした。

それが、たとえば面会切符制は、全国の弁護士が裁判を起こして、日本の南と北とで相次いで「違法だ」という判決が出たりして、そういう制度は今も行われなくなりました。そして、たしか大分県から始まったと思いますが、当番弁護士制度ができて、捜査段階から弁護人をつけよ

うという動きがあり、それが被疑者国選という制度につながって、それもだんだん改良されて、今捕まっている人たちは基本的にお金がなくても弁護士を頼める。そういう状況になってきています。

さっき弁護士はピンキリと言いましたが、その後、弁護士会がいろいろな研修制度を充実させてきました。実際に弁護士の問題で冤罪が起きたとか、あるいは冤罪の起きた要因のひとつにそういうものがあったという反省から、弁護士会がいろいろな研修制度を充実させてきたということもあると思います。

警察も留置管理と捜査の分離ということをやっていて、代用監獄をなくせという主張からすると、100%ではないけれど、かつてに比べればずいぶん変わってきたという状況があります。村木さんの事件をきっかけに、検察が録音録画を試行するようになり、それが制度として導入される。裁判員裁判対象事件では、警察も含めて全過程の録音録画が義務付けられる。裁判員裁判では証拠開示の範囲が広がる。あるいは書面中心の裁判から直接主義・口頭主義へと変わっていく。私が初めて刑事裁判に出会った頃と比べたら、ものすごい様変わりです。もちろん今でもいろいろな問題点があります。ですから制度改革によってまた次々に改善していかなければならない課題はありますけれども、三十数年前に比べれば目覚ましい進化です。その背景には、いろいろな人たちの努力があると思います。当事者はもちろん、弁護士、国会議員、警察や検察、裁判所も含めて、いろいろな努力を重ねてきたと思います。

●制度改正から取り残された再審

ただ、それなのに、それなのに！再審に限っては、そういう進化からすっかり取り残されているわけです。さっき木谷先生からわかりやすく説明があったように、ほとんど戦前の制度そのままが残っている。ただ不利益再審はなくなったので、再審の性格というのは、やはり冤罪や誤判からの救済なんだという、その性格は変わったんだと思うんですね。だけ

ど、その変わったのにふさわしい中身が整えられないまま今に至っている。過去に起きた事件の「裁判のやり直し」なわけですから、当事者の人たちはせっかく刑事裁判の制度は進化しているのに、その進化の恩恵を全然受けられないわけです。当時は証拠開示もされず、録音録画もされない密室の取調べでとられた自白調書で裁判が行われると、そういうことで冤罪になった人たちが救済されていないと。

でも、「最近では裁判官が証拠開示を命じたりしているじゃないか、けっこう裁判所も変わってきたよ」という意見もあると思います。たしかにその通りだと思います。ただ、裁判官がこう言ったとき、それにどのくらい従うのか、結局、検察官の良心に頼っているんじゃないでしょうか。言われてもチョロっと出して事足れるとしてしまう。また言われるとまたチョロっと出す、そんなことになってしまう。また今回、湖東記念病院事件でわかったように警察官が検察官にちゃんと証拠を渡していないことも明らかになってきています。

また裁判官も、人によってずいぶん対応が違うということが、いろいろな事件を見ればわかってくるわけです。積極的に証拠開示を求めている裁判官もいれば、全然そういうことに関心を持たないように見える裁判官もいる。大崎事件のように、せっかく地裁高裁で証拠開示がなされても、そういうのは無視してひっくり返してしまうような裁判官に最高裁で出会ってしまうとか。裁判官によってずいぶん対応が違う。命がかかっているときに、医者を選べます。いろいろな人に評判を聞いたり、セカンドオピニオンやサードオピニオンをとることもできる。でも裁判官は選べませんよね。

最近、じゃあスポーツはどうかという意見も出ています。スポーツの審判は、ルールにのっとって公平にやるじゃないか。裁判官もそうなくてもらわないと困ると。でも、審判にも癖というものがある。それによって若干判断が違うこともあります。人による判断というのは、やはりその人の個性とか癖とか、そのときの注意力によってミスが出ることもあ

るわけです。だからこそスポーツの場合は、ビデオ判定を入れるんですね。最近あったラグビーのワールドカップでも、TMO＝テレビジョン・マッチ・オフィシャルと言って、大きな画面に何回もビデオを繰り返し映して確かめている場面がありました。サッカーでもビデオ判定が行われています。あの非常に保守的な大相撲。これはなんと1969年からビデオ判定を入れているんですね。やっぱり人は間違ふことがある。人が作った仕組みは完璧じゃないかもしれないと、そういう謙虚さから出てきていると思う。裁判に関しても、いろいろな人たちが一生懸命にやってきた仕組みでも間違ふことがあるということを前提にやり直す、あるいは今まで作ってきた制度でもどこかに不備があるなら直していくということが大事だと、そういう謙虚さが求められているんだと思います。

◎再審請求審の公開と、「開示証拠の目的外使用禁止」の廃止を

再審に関して、日弁連は、「証拠開示」や「検察官上訴禁止」を求めています。それに加えて、私はいくつかのことをお願いしたいと思います。ひとつは、「再審請求審の公開」です。今はほとんど密室で行われています。公開してはいけないという決まりはなくて、実際に日産サニー事件の福島地裁いわき支部では証人尋問を公開した。これが決定書にも残っているという前例があるんですが、裁判所は密室を好むのか、そういう前例はひとつしか知りません。実際、どういう尋問が行われているのか、本人たちはどういう主張をしているのか、検察はどういう主張をしているのか。そういうようなことを知るには、私たちは弁護士から聞くしかない。あるいは新聞記者の場合は、検察から若干取材をしていると思います。でも、実際に法廷で、裁判官が生で聞いていることをそのまま聞けるわけではない。やはり国民が司法制度をちゃんと信頼できるようにということで裁判を公開しているんですから、再審請求審に関しても大事なところは公開してほしいと思います。

それから再審法とはちょっと違いますが、「検察官開示証拠の目的外使

用の禁止」については、廃止もしくは大幅な改正をしてほしいと思います。どういう証拠にもとづいて議論されているのか、一般の国民や支援者にわかるためにも、こういう制度は非常に邪魔だと思う。これによって、弁護士が萎縮してしまっていて、禁じられていないものまで見せないという傾向があって、非常によろしくないと思っています。あるいは裁判員裁判は成功だというのであれば、再審請求審においても裁判員裁判的な制度を検討してもよいのではないかと思うわけです。

●雪冤に一生かかって良いのか？

そんなふうにいる進化させていかなければいけません。よくガラパゴスとかガラケーとか言いますが、ガラパゴスにはそれなりのよさがあるわけです。けれど、再審が進化から立ち遅れていることには何のよさもありません。そういう非常に遅れた再審の仕組みの中で雪冤を果たせずに亡くなった人たちもいます。名張事件の奥西さん。捕まったときは35歳でした。雪冤を叫びながら89歳で亡くなりました。この方の場合、証拠開示も全然されないという状況でした。あるいは再審無罪になった人でも、再審のハードルが非常に高い上に時間がかかるものですから、再審無罪の判決を聞くことなく亡くなった方たちもいます。徳島ラジオ商事件、熊本の松尾老事件などもそうです。

雪冤に一生かけなければならない、あるいは一生かけても間に合わない、そんな制度は間違っていると思いませんか？やはり間違っているものは正さなければなりません。つい最近もハンセン病の元患者家族の補償を定めた法律ができました。国がこんな人権侵害を放置したことは非常に申し訳なかったということで、こういう法律ができました。事案は全く異なりますが、冤罪も国家の誤りです。それによって本人の人生がずたずたになる。その家族まで犠牲になる。その重大性を認識したら、国会および政府は真剣に受け止めて対応しなければならないと思います。

最後に、吉田岩窟王事件のとき、衆議院法務委員会でこの問題を取り

上げて、当時の法務大臣植木庚子郎さんがこういうことを言っています。「裁判の結論を重視しなければいけないのは当然のことです。しかし個人の人権の尊重という問題を考え合わせますとき、これはよほど反省をし、研究をし、とにかく今の法制度ではいかんのじゃないか。もう少し研究の必要があり、若干そこには新しい考え方で、十分ひとつ見直す必要があるのではないか。かように考える次第であります」。

時の法務大臣がそう言っています。今の法務大臣にもぜひこのように考えていただきたい。そのためにも国会議員の方々に党派を超えて尽力していただきたいし、そのために私たち国民がやれることもたくさんあるんじゃないかと思います。

■報告 大崎事件最高裁決定と再審法改正

鴨志田祐美 氏（弁護士・大崎事件弁護団事務局長）

◎第3次再審請求を断ち切った、最高裁の暴挙

6月26日、大崎事件最高裁決定について東京の司法記者クラブで会見をしたとき、私が涙ぐむ姿を見て「大崎はもうダメじゃないか」と思った方がいらっしやるかもしれませんが、そのようなことは全くありませんので、まずはご安心ください。

この最高裁決定はたしかにひどい決定です。鹿児島地裁が60ページ、福岡高裁宮崎支部が97ページを費やして、この事件は再審を開始しなければならないと説いて、再審開始のバトンをつないだ。それなのに最高裁はたった5ページ半で二つの開始決定を自ら取り消した上に再審請求を棄却するという暴挙に出たのです。とにかく異例だとか前例がないとかさんざんあちこちで批判されていますし、日弁連、九州弁護士会連合会、さらには全国20の弁護士会——九州は8県全部、さらに東京弁護士会、第二東京弁護士会、大阪弁護士会、京都弁護士会といった、大崎事件とは直接関係のない弁護士会も——、最高裁決定に抗議する会長声明を発しています。また今日こちらにいらっしやる指宿先生が中心となって、刑事法研究者からも、当初92名の連名で「最高裁決定に抗議する学者声明」を出していただきました。その後、賛同者は100名を越えたと聞いています。



◎未送致記録に埋もれていた無罪証拠（湖東記念病院事件）

このように、みんながおかしいと言っている、怒っている、そういう最高裁決定を受けて、私はやはりこれは大崎事件だけの問題ではないのだという思いを——以前からそう思っておりましたが——、さらに強く

しているところです。先ほどから何度か湖東事件のことが話題にのぼっていますが、ここに11月13日付の京都新聞を持ってきました。この一面で、西山美香さんに有利な方向の証拠を警察が検察に送致していなかったことが判明したというニュースを大きく報じています。再審開始が確定したとき、検察は、当初、再審公判で有罪の立証をしようと考えていたんですが、弁護人から証拠開示請求があったことなどがきっかけとなって、7月に未送致記録はないかと検察が警察に照会をかけたたら、110何点か出てきた。そのうち58点が弁護人に開示されているんですが、その中には亡くなった方のご遺体を解剖したお医者さんが初期の段階で「痰が詰まった自然死の可能性はある」と言っていたという電話による聞き取り捜査報告書があった。聞き取った相手の警察官は、美香さんを取り調べたあの山本刑事です。こんな記録が警察の手元にあった。それが出てきたのが今年（2019年）の7月です。16年もたってからです。そういうことが大きく報じられています。これが最初から検察に送致されていたら起訴できなかつたと思います。そのくらい大きな無罪方向の証拠が今頃になって再審公判の段階でやっと出てきたのです。

●警察の写真室で「見つかった」未提出証拠

じつは、この京都新聞の一面には、私のコメントが載っています。「警察が全て検察に送ったと報告した後に新証拠が見つかることがある」と。これ、大崎事件のことを言っているんです。第2次再審のとき、検察に対して証拠を出せと言ったら、検察は警察に照会をかけたんですが、「警察には何もありません、仮にあったとしても全て検察に送っています」と書面で回答しています。この回答をうのみにして、第2次再審のときの鹿兒島地裁は、全く証拠開示に向けた訴訟指揮をしなかつたんですね。そのような警察や検察の回答について「疑わしい点はとくに見当たらない」と、わざわざ決定書の中で言い訳までしているんです。それが福岡高裁宮崎支部に即時抗告して、証拠開示に熱心な裁判長になったところで、証拠開示勧告が書面で正式にされました。そこで213点の未開示証

拠が出てきたんですが、半分くらいが警察にあったものです。そのとき、警察も検察も「これでもう大崎の証拠は全部です」と言ったんです。それが第2次再審のときです。第3次再審になって、私たちはさらに証拠開示請求をしました。裁判所も積極的な開示勧告をしたら、最後に「ない、ない」と言っていた写真のネガフィルム18本が出てきました。どこにあったと思いますか？「志布志警察署写真室戸棚」です。最初に探すべき写真室の戸棚に、まだ18本あった。事件から30何年もたって第3次再審でやっと出てきたのです。未送致記録の問題というのは、こんなふうに再審の世界では当たり前なんです。でもみなさん知らなかったでしょ？知らなかったからこんな大きな記事になるんですよ。

◎3度の再審開始決定のたびに抗告した検察

そもそも警察・検察がこんな嘘について証拠が出てこないというのは、きわめて正義に反する。証拠裁判主義なのに証拠が出てこないわけですから。なのに、最高裁決定は、地裁決定や高裁決定を「著しく正義に反する」と言っておきながら、今まで数次にわたって全く証拠開示に協力してこなかったどころか、嘘の回答をしていた警察・検察のことはまるで咎めていません。これはおかしいと思いませんか？

そもそもこんなひどい最高裁決定がされた最大の原因は何か。これは検察官が抗告をしたからですよ。検察官が再審開始決定に対して抗告したから結局こういうことになっているわけです。大崎事件というのは、日本の再審事件の中で唯一、3回、再審開始方向の決定が出た事件です。一つの事件で三つの裁判所、つま9名の裁判官が開始すべきだと言っているのに、検察官は3回とも抗告をした。事件から40年たってもまだアヤ子さんは救えていない。彼女は92歳ですよ。この現実を見たとき、やはりこの事件の問題ではない。制度があまりにも不備であるということ認識せざるを得ないでしょう。

日弁連は、今年（2019年）10月の人権擁護大会で「再審法改正を求める決議」を採択しました。西日本新聞が一面の全面記事で紹介してくれ

ています。全面証拠開示と検察官抗告禁止を喫緊の課題としています。他にもたくさんテーマはあるのですが、まずこの二つをということです。この決議は全会一致で採択されました。決議案を審議したとき、何名かの弁護士がこの決議に賛成ですというアピールをしたのですが、その一人、日野町事件の石側亮太弁護士は、こう発言されました。「ラグビーの試合で審判が誰なのか最大の関心事になることはまずない。しかし弁護士団は担当裁判長が代わるたびに今度はどんな人なのか最大の関心を持つ。これはとても奇妙なことだと思いませんか?」。そして「私たちの持つ再審制度は冗談みたいにアンフェア。この事実を社会に知らせたい」とも発言されました。これが西日本新聞のコラムにそのまま載っています。こういう状況をもっと多くの人に知ってほしいわけです。この人権大会のパネルディスカッションには公明党参議院議員の伊藤孝江さんがパネリストとして登壇してくださいました。伊藤孝江議員は弁護士で、姫路郵便局事件の再審請求審で弁護人を務めていた方なので、再審のことをよくご存知です。しかし、彼女に「これから立法化をめざすために私たちはどういう働きかけをしたらよいですか」とコーディネーターの私が質問したら、「とにかく国会議員は何も知らない。まず知ってもらうところから始めないといけない。戦略以前の問題なのだ」とおっしゃったのが、非常に衝撃的でした。先ほど紹介した西日本新聞一面記事の中にも「国会では超党派で取り組まねばならない。まずは再審の問題点を国会議員が学ぶことが出発点だ」と。だから今日ここでこういう会が設けられています。これがスタートでなければならぬ。これからが再審法改正を実現するための闘いなのだという事です。

大崎の最高裁決定について私が言いたいことは、こちらの『冤罪白書2019』に載っています。その最後の部分だけ引用させてください。

「大崎事件最高裁決定の存在意義があるとすれば、これが法改正の機運を加速させる契機となったと、後の世で評価されることでしかない」。

■日弁連人権擁護大会の報告

西嶋勝彦 氏 (弁護士・日弁連第 62 回人権擁護大会シンポジウム第 3 分科会実行委員長)

◎証拠隠しが横行する「司法村」の異様さ

日弁連人権擁護大会で、今日ここにいらっしゃっている周防さんと江川さんの対談がありまして、いかに「司法村」という所が外から見て変わったところであるかということ、いろいろ紹介されました。たとえば自白調書というのがありますが、これはみな供述者がしゃべったことをそのままそっくり記録されたものと思われていたんですが、これは一人称の作文のように取調官が作るのだということにまず驚かれたようです。しかもそれは裁判官が気に入るように、有罪判決が書きやすいように要領よくまとめられている。ちょうど日本料理の重箱に詰め込んだような供述になっている。それはなぜかという、自白が証拠の王として一番大きな作用を裁判官に与えているということから、それに従って、捜査官のほうでも裁判に十分耐えられるような調書を作る、それが全てのスタートになっている。そして検察が自分たちに都合の悪い証拠は出さないと。最初の頃お二人は、全ての証拠を弁護人も関係者も見ているものだとばかり思われていた。しかしそうではないと。都合のよい証拠だけが裁判官の目にふれるようにして、都合の悪い証拠はさらされない。それを知ってビックリしたということをおっしゃっていました。

証拠が隠される、あるいは証拠が作られるということはよくあることなんだということが再審の中で明らかになってくるにつれて、どのように再審法規を改正しなければならないかということにつながっていくんだろうと思います。



このシンポジウムでは冤罪を訴える当事者のみならず家族の方々がどういう過酷な状況にさらされたかということも披露されました。袴田秀子さんは家族で一家心中をしたいというようなこともあったようです。菅家さんの場合も兄弟が外に出て石を投げられたという被害を訴えられました。青木さんも西山さんも、いかに自分が弱い立場にあって、そこをうまく利用されたかということ率直に語られました。

編注：袴田秀子さん（無実の死刑囚、袴田巖氏の姉）。菅家利和さん（足利事件で再審無罪）。青木恵子さん（東住吉事件で再審無罪）。西山美香さん（湖東記念病院人工呼吸器事件で再審無罪）。

●再審の制度趣旨に反する、検察の反証や抗告

学者の方々もイギリス、ドイツ、その他の実情を報告してくださいました。ドイツでは検察官の即時抗告の禁止が明文で謳われている。捜査官も問題になった場合は、真実義務といって、これを明らかにしなければならないということがルールとなっている。ただそれは建前であり実際にはそれをかいくぐってうまく逃げていることもあるようで、どんなに完璧な制度を作っても、運用する人間が問題だということは、洋の東西を問わずありうるだろうと思います。しかし制度改革さえなされていないのでは、それ以前の段階にとどまっているということで、私たちは一日も早く制度改革をしなければならないだろうと思います。

日本の刑事裁判は検察が支配している。検察が力がありすぎて、裁判所がその領域にふみこもうとしないところに大問題がある。もともと法改正も戦後のどさくさで、捜査公判で精一杯で再審まで及ばなかった。そもそもなぜ検察官に抗告権があるのかと考えると、たとえば替え玉（上司や親分の身代わり）になって服役したような場合、後々考えるとおかしい、ほんとの犯人は別だとわかって、検察の方で再審請求する権利がある。それが棄却された場合、正すために抗告する。それが唯一合理性がある。それが開始決定に対しても抗告する権利があるというのは、拡

大解釈だと私は思っている。検察は通常審ですすでに有罪判決を受けているのだから、再審段階で防御する必要はない。裁判所に対して冤罪を訴える人たちがどのような資料にもとづいて無罪を主張しているか、それを静かに見ているのが検察の役割で、そこに介入して、検事が反証活動をしたり、証拠を新しく出してきたり、あるいは上級審に不服を申し立てるとするのは、今の再審が冤罪者を救済するためにあるという制度趣旨に反している。このことから当然、再審法改正が急がれていると言えると思います。

●立法化に向けて、日弁連と市民の連帯を

それではどのような内容の改正か。たくさんあります。現在、19条の規定には形式的なことだけしか記載されていない。どういう手続の上で再審が開かれて、再審公判になるか、全然わかっていない。裁判官と検察官の良識に委ねられている。非常にいびつな制度だと思う。しかし全ての理想的な形を求めると、何年かかっても前に進まない。そこで突破口として、隠されている証拠が全部、冤罪を訴える側にも開示されなければならない。いったん開始決定が出たら、検察官に不服申し立ては許さない。この二つが最小限度の要求だろうと思う。それ以外に「市民の会」の掲げる「手続規定の整備」も大切。江川さんが言われたように、請求審の公開は必要だと思う。日弁連決議では証拠開示と検察不服申し立て禁止の2点であるが、それ以外に最小限度の手続整備は必要だろうと思う。

どうやって法改正を進めるか。通常なら、政府の立法、つまり法務省が先頭を切って法の不備を正すべきだが、それが遅々として進まないのなら、議員立法という形に持っていくしかない。しかし議員立法もなかなか大変だと思う。一人一人の議員は立法提案権があるが、所管の法務省をさしおいて、議員が自主的に法改正案を作ってそれを議会にかけて実現するというのは並大抵のことではないだろう。やはり法務省を動か

して、これでは批判に耐えられないというくらいの圧倒的な力で政府を追い込んで、政府自ら再審法改正にふみきらざるを得ない状況を作り上げていかなければならないと思います。そのためには弁護士会はもちろん頑張りますが、みなさん方と一緒に闘っていきたいと思います。日弁連ではまずこの決議にもとづいて特別部会や対策本部等を作って中心的な立法活動を進めていきたいと思っています。

■閉会挨拶

周防正行 氏 (映画監督)

二十年間、何も変わっていない再審の現実を変えていこう

今日のみなさんの発言の中にもありますが、とにかくこの現状を知ってもらうこと。再審というものがどういうもので、今どのように行われているか、多くの人々に知ってもらうこと。とくに国会議員の方々に、こんなにひどい人権侵害が堂々に行われているという現状を知っていただいて、ぜひこの問題に取り組んでいただきたい。今日のみなさんのお話は、この問題を考えてきた私にとってもあらためて深く感じるものがありました。今日はお話いただいてありがとうございました。



私は法制審議会特別部会に参加させていただいて、刑事司法制度改革について意見を言わせていただきました。その中のひとつとして、再審法についてせめて証拠開示の手続、証拠開示のルールを決めてほしいと主張したのですが、最終的な裁判所の答えは、それぞれの再審事件にはそれぞれの証拠構造があり、また再審の目的も違う。そこで一律のルールを設けるのは難しい。各裁判体がそれぞれ努力しているので、私たちに任せてほしいと。法律をもとにいろいろなことを判断している方々が、再審における証拠開示の法律はないが、とにかく「俺に任せろ」、「人に任せろ」と。さすが調書裁判を続けてきた密室大好きな裁判官だけのことはあるなと思いました。今もし二十年前、弁護士を引退された方が、二十年ぶりに法廷に立ったら、大きく変化した刑事裁判の姿に驚かれると思います。ただ二十年前に再審に関わっていた方が今の再審請求審を見たら、何も変わっていない現実に驚くと思います。それほど忘れ去られている再審法。その改正に向けて、みなさんと一緒に努力していきたいと思います。

■後記

再審（確定した裁判のやり直し）は、無実でありながら罪に問われた人々を救済する最終手段です。しかし、その機能が期待どおりには発揮されていない現状は、本パンフレットでもご理解いただけないと思いません。

当会は、こうした現状を変革して、再審法制を立て直すため「再審にルールを！」を合い言葉に2019年5月20日、発足しました。

再審法改正を実現するためには、国会議員、法曹、冤罪当事者、市民が力を合わせる事が不可欠です。

このパンフレットは、そうした活動の一環としての院内学習会の成果をまとめたものです。

今後ともこうした催しと、その成果をパンフレット等で拡散していく努力を続けたいと思います。皆様のご助力を心からお願いいたします。

2020年3月吉日 再審法改正をめざす市民の会

私たちが めざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、
次のようなルールが必要です。

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠していた証拠を開示させたことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を握っている検察官は、無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分に不都合な証拠は、けっして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示を義務づける明確な法律の規定が、どうしても必要です。

2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかひを経て、再審開始決定が出されても、検察官が不服申立て（即時抗告や特別抗告など）をすることができるため、再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたりしています。これもまた再審制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きの整備

再審請求審における審理方法のルールがないため、裁判官によっては、進行協議さえ行わず、形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却する手抜き裁判さえ大手を振って横行しています。事実調べや証拠の採否など、公正さを担保できる公開法廷での審理を行うべきです。



編集・発行 再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-5-13 第3工新ビル 201

桜井司法研究所気付

TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798

Eメール info@rain-saishin.org

<http://www.rain-saishin.org>

頒価：100円